

湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者等の自立生活を支援するため、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉等に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議を行う場として、湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）において使用する用語の例による。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 基幹相談支援センターの運営評価等に関する事項
- (2) 様々な事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関による情報の共有とネットワーク構築等に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発、改善等に関する事項
- (5) 障害福祉計画の作成、達成状況の点検及び評価に関する事項
- (6) 地域における障害を理由とする差別の解消に関する事項
- (7) その他障害者等の地域生活や自立に関し必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会の正会員は次のとおりとする。

- (1) 圏域内市町村（湯沢市・羽後町・東成瀬村）
- (2) 相談支援事業関係者
- (3) 障害者等福祉サービス事業者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 就業生活・支援センター
- (6) 社会福祉協議会

2 協議会の協力会員は次のとおりとする。

- (1) 雇用・就労機関関係者
- (2) 権利擁護機関関係者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 医療機関関係者
- (5) 家族会及び各種団体関係者
- (6) 雄勝地域振興局
- (7) その他協議会の推進のために会長が必要と認めた者

- 3 協議会に全体会を置く。
- 4 協議会に運営会議を置く。
- 5 協議会に地域課題検討会議、障害者差別解消支援地域協議会、定例部会、専門部会及び専門委員会を置く。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長1人、監事2人を置き、運営会議で構成員の中から選出する。

- 2 役員の任期は2年とし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は再任されることができる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、会計及び会業務を監査する。

(会議)

第6条 全体会は年1回とし、会長が招集する。

- 2 全体会では協議会の活動について報告すると共に、協議会の更なる発展のために広く意見を収集する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは会員以外の者に対し会議への出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

第7条 運営会議は会長が招集する。

- 2 運営会議は会長及び副会長、監事、部会長、市町村、第4条第1項に定める構成員の中から会長が推薦した委員で構成し、協議会運営に関する事案等を協議する。
- 3 運営会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。但し、やむをえない理由により、会議が招集できない場合は、議案の採決については書面の採決とすることができる。
- 4 運営会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。なお、第7条3項にある会議が召集できない場合の書面での採決も同様とする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

第8条 地域課題検討会議は市町村が招集する。

- 2 地域課題検討会議は、部会等からあがった地域における課題の解決に向けて、地域サービス内容の検討、協議等を行なう。

第9条 障害者差別解消支援地域協議会は会長が招集する。

- 2 障害者差別解消支援地域協議会は障害を理由とする差別を解消するための取組を行うこととし、会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第10条 各部会（委員会）は各部会長（委員長）が招集する。

- 2 各部会（委員会）には構成員のうち関係する機関、団体が参加し、関係事項の協議や情報交換等を行なう。
- 3 各部会（委員会）の部会長（委員長）は各部会（委員会）の互選とする。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、会費、負担金及びその他の収入をもって充てるものとし、その金額及び負担方法は運営会議で決定する。

(会計業務)

第12条 会長は協議会の収入及び支出に関する事務を、事務局に行わせるものとする。

2 会計事務において、1万円を超える収入・支出は会長の決裁を受けなければならない。1万円以下の収入・支出においては事務局長が専決することができる。

(秘密の保持)

第13条 協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 事務局は、湯沢市基幹相談支援センターに置き、その長を事務局長とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年 3月26日から施行する。

平成22年 6月10日 一部改正

平成24年 3月26日 一部改正

平成25年 3月 4日 一部改正

平成25年 5月29日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正

平成31年 3月 7日 一部改正

令和 2年 7月10日 一部改正

令和 3年 3月10日 一部改正

令和 3年 6月 7日 一部改正